特集 SPECIAL REPORT

子どもの支援

ご存知ですか？ 乳幼児医療費助成制度

子どもは、社会にとってかけがえのない存在であり、地域の宝。その子どもたちが健やかに成長してほしいと誰もが願っています。しかし一方では、「経済的な負担」や「育児と仕事の両立が困難」といった不安・悩みなどもあるでしょう。そこで制度の一つ、「乳幼児医療費助成制度」を紹介します。

お医者さんにかかった場合の乳幼児医療費助成

（H18.4～H19.1助成決定分）

通院
0～4歳未満（4歳になる月の月末まで。ただし、1日生まれは前月末まで）

入院
0～6歳（就学前まで）

通院の助成
助成件数 ⇒ 14,107件
助成金額 ⇒ 24,786,229円

入院の助成
助成件数 ⇒ 288件
助成金額 ⇒ 7,498,662円

0歳から4歳未満（4歳になる月の月末まで。ただし、1日生まれは前月末まで）入院・通院とも助成対象 ※受給者証発行

●三重県内で受診の場合……医療機関窓口で**受給資格証**を提示
※医療機関から市役所に送付された領収証明書に基づき助成します。

●県外で受診の場合……受診者名・医療機関印のある**領収書**を持って**市役所へ申請**
※受給資格要件に保護者の所得制限があります。

4歳から6歳（就学前まで）入院のみ助成対象（H18.4診療分から） ※受給者証発行なし

入院した場合、県内・県外を問わず**市役所に申請**する必要があります。（**領収書**必要）

●申請に必要なもの……①受診者名、医療機関印のある領収書　②お子さんの名前の入った健康保険証
③振込先のわかるもの（郵便局以外）　④印鑑
⑤所得証明書（1月1日現在　いなべ市に住民登録がない場合に必要）

0歳から6歳の年度末…健康保険組合・共済組合等の附加給付分については助成額から控除されます。食事代は減額認定※1を受けている方のみ助成されます。

※1／減額認定とは…住民税非課税世帯で、各保険者（国民健康保険、社会保険事務所など）が「標準負担額減額認定証」を発行していること（認定証は本人申請により交付）

※所得制限がありますので下記を参考にしてください。

平成17年度児童手当特例給付（平成18年8月までの診療分）
所得制限額＝4,600,000円（保護者所得額）＋380,000円×扶養親族等の数
平成18年度児童手当特例給付（平成18年9月からの診療分）
所得制限額＝5,320,000円（保護者所得額）＋380,000円×扶養親族等の数

※所得制限額を超えた場合は、受給資格がありません。